

自己点検事項

◇ BRCA1/2遺伝子検査の血液を検体とするもの(D006-18)

- (1) 卵巣癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は産婦人科及び婦人科腫瘍の専門的な研修の経験を合わせて6年以上有する常勤医師が1名以上配置されていること。 (適 ・ 否)
- (2) 乳癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されていること。 (適 ・ 否)
- (3) 乳癌又は卵巣癌患者に対して、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として検査を実施する場合には、(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (適 ・ 否)
- (4) 遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っていること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関と連携体制をとっており、当該患者に対して遺伝カウンセリングを実施することが可能である場合は、この限りでない。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・当該届出に係る常勤医師の出勤簿
- ・当該届出に係る常勤医師の経験が分かるもの又は研修修了証

点検に必要な書類等

- ・当該届出に係る常勤医師の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名